

島根県建築基準法施行条例新旧対照表

改正後			改正前																										
島根県建築基準法施行条例																													
〔昭和48年3月27日 島根県条例第20号〕																													
第1条～第9条 〔略〕			第1条～第9条 〔略〕																										
第10条 〔略〕			<p>(日影による中高層の建築物の高さの制限)</p> <p>第10条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、同項の規定により平均地盤面からの高さとして法別表第4(は)欄に掲げる高さのうちから指定するものは次の表の中欄に掲げる高さとし、同項の規定によりそれぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>平均地盤面からの高さ</th> <th>法別表第4(に)欄の号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域 及び田園住居地域</td> <td></td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>			対象区域	平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域 及び田園住居地域		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>平均地盤面からの高さ</th> <th>法別表第4(に)欄の号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域及び 第二種低層住居専用地域</td> <td></td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域 及び第二種中高層住居専用地域</td> <td>4メートル</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域</td> <td>4メートル</td> <td>(2)</td> </tr> </tbody> </table>			対象区域	平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号	第一種低層住居専用地域及び 第二種低層住居専用地域		(2)	第一種中高層住居専用地域 及び第二種中高層住居専用地域	4メートル	(2)	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	4メートル	(2)
対象区域	平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号																											
第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域 及び田園住居地域		〔略〕																											
〔略〕	〔略〕	〔略〕																											
〔略〕	〔略〕	〔略〕																											
対象区域	平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号																											
第一種低層住居専用地域及び 第二種低層住居専用地域		(2)																											
第一種中高層住居専用地域 及び第二種中高層住居専用地域	4メートル	(2)																											
第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	4メートル	(2)																											
第11条～第16条 〔略〕			第11条～第16条 〔略〕																										
附 則 〔略〕			附 則 〔略〕																										
別表第1～別表第3 〔略〕			別表第1～別表第3 〔略〕																										
別表第4(第11条関係)			別表第4(第11条関係)																										
1～12 〔略〕			1～12 〔略〕																										
13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書		〔略〕	13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書		〔略〕																								

書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域等における建築等の許可を受けようとする者		書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書 _____（法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域等における建築等の許可を受けようとする者			
14・15	〔略〕	14・15	〔略〕		
15の2	法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可を受けようとする者	〔略〕	15の2	法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可を受けようとする者	〔略〕
16	法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可を受けようとする者	〔略〕	16	法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可を受けようとする者	〔略〕
17～21	〔略〕	17～21	〔略〕		
22	法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例の許可を受けようとする者	〔略〕	22	法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例の許可を受けようとする者	〔略〕
23～26の3	〔略〕	23～26の3	〔略〕		
27	法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の建蔽率は同条第3項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	〔略〕	27	法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の建ぺい率は同条第3項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	〔略〕
28	〔略〕	28	〔略〕		
28の2	法第68条の3第7項（法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発整備促進区の区域における法別表第2(a)項に掲げる建築物の用途地域等における建築等の制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	〔略〕	28の2	法第68条の3第7項（法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発整備促進区の区域における法別表第2(b)項に掲げる建築物の用途地域等における建築等の制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	〔略〕
28の3～29	〔略〕	28の3～29	〔略〕		
30	法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の建蔽率に関する制限の特例の認定を受けようとする者	〔略〕	30	法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の建ぺい率に関する制限の特例の認定を受けようとする者	〔略〕
31～36	〔略〕	31～36	〔略〕		
37	法第86条の6第2項の規定に基づく1団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離	〔略〕	37	法第86条の6第2項の規定に基づく1団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離	〔略〕

又は高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	又は高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者
38～39 [略]	38～39 [略]
備考 [略]	備考 [略]
別表第5 [略]	別表第5 [略]